

社労連第 388 号
令和 5 年 7 月 4 日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実
(公印省略)

株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う令和 5 年度における労働保険事務組合報奨金交付要領の取扱いについて（周知依頼）

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、本件に関する対応にご尽力されている会員の皆様のご労苦を甚く拝察申し上げます。

さて、標記の件につきまして、株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う当連合会における対応については、令和 5 年 6 月 12 日付社労連第 339 号「株式会社エムケイシステムのランサムウェア感染に伴う影響に関する対応について（周知依頼）」等にてご連絡のとおりでございますが、当連合会においては、引き続き厚生労働省等との間で連携・協議を行っております。

また、株式会社エムケイシステムにおいてもホームページ等にて本件にかかる対応状況について、随時情報提供がなされているところでございますが、その中で、多数の労働保険事務組合が利用している「社労夢 V3.4」への復旧が遅れていることから、今般、労働保険事務組合報奨金交付要領の取扱いについて、厚生労働省労働保険徴収課長から別添のとおり対応を行うことについての周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき労働保険事務組合を運営する会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

また、労働保険事務組合以外の社労士等においても期限内の労働保険年度更新にかかる申告・納付が難しい場合には、個別に都道府県労働局へ相談ができる旨、下記のとおり厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、併せてご確認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

記

○厚生労働省ホームページ「労働保険年度更新に係るお知らせ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html

以上

(担当 : 業務部企画・広報課 企画係)

基徴収発 0703 第 2 号
令和 5 年 7 月 3 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長
(公印省略)

令和 5 年度の労働保険事務組合報奨金の取扱いについて (周知依頼)

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般発生した民間企業のサーバへの不正アクセスによって、当該企業が提供する申請手続に係るシステムが利用できなくなったことに伴い、一部の労働保険事務組合において、労働保険料の申告・納付手続きへの影響がみられることから、令和 5 年度の労働保険事務組合報奨金の取扱いについて、本日、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

つきましては、本件について、貴会の会員の労働保険事務組合への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発 0703 第 13 号
令和 5 年 7 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

令和 5 年度の労働保険事務組合報奨金の取扱いについて

令和 5 年度の労働保険事務組合報奨金については、労働保険事務組合報奨金交付要領及び労働保険事務組合報奨金（電子化分）交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき交付されることとなるが、先般発生した民間企業のサーバへの不正アクセスによって、当該企業が提供する申請手続に係るシステムが利用できなくなったことに伴い、一部の労働保険事務組合において、労働保険料の申告・納付手続きへの影響がみられることから、当該理由によって期限内に納付することができなかった場合については、交付要領における、天災地変等の不可抗力、交通又は郵便のストライキ等その他これらに準ずるやむを得ない理由があるときに含めて取り扱われたい。

また、令和 5 年度において、当該理由により期限内に納付することができなかった場合に限り、交付要領中「7 月 17 日」とあるのは「7 月 24 日」と読み替えて適用することとする。